
青空銘柄の投資勧誘及びグリーンシート制度の見直しのための本協会関係規則の改正等について

日証協 平 17.3.15

本協会では、3月15日の自主規制会議において、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第2号）等の一部を改正した。

本協会では、昨年10月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」において、青空銘柄の投資勧誘及びグリーンシート制度の見直しについて、精力的に検討を行ってきた。

今般の改正は、ワーキング・グループでの検討の結果を実現するために、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第2号）について、店頭有価証券（グリーンシート銘柄を除く）関係を公正慣習規則第1号に、グリーンシート銘柄関係を公正慣習規則第2号に、それぞれ別々の規則に分けるとともに、所要の見直しを図るものである。

本規則改正は、平成17年4月1日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

青空銘柄の投資勧誘及びグリーンシート制度の見直しのための本協会関係規則の改正等について

平成 17 年 3 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、昨年 10 月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」において、青空銘柄の投資勧誘及びグリーンシート制度の見直しについて、精力的に検討を行ってきた。

今般、この検討の結果を実現するために、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号）について、店頭有価証券（グリーンシート銘柄を除く）関係を公正慣習規則第 1 号に、グリーンシート銘柄関係を公正慣習規則第 2 号に、それぞれ別々の規則に分けるとともに、以下のとおり所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）の新設（旧公正慣習規則第 2 号の該当規定からの主な改正点）

- (1) この規則は、店頭有価証券（グリーンシート銘柄を除く。）の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。（第 1 条）
- (2) 店頭取扱有価証券に、上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを含むこととする。（第 2 条第 4 号）
- (3) 協会員は、第 4 条及び第 6 条に規定する場合並びにグリーンシート銘柄の取扱会員及び準取扱会員が当該銘柄について投資勧誘する場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならないこととする。（第 3 条）
※この規定により禁止しているのは投資勧誘であり、投資勧誘がない店頭取引までを禁止するものではない。
- (4) 協会員は、募集等の場面においても流通の場面においても、適格機関投資家に対してのみ、一定の譲渡制限を付すことを条件として、店頭有価証券についての投資勧誘を行うことができることとする。（第 4 条）
- (5) 会社内容説明書（(6)を除く。）を、有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されるものとする。（第 5 条第 1 号）
- (6) 上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていない店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書は、当該株券等の概要、当該発行会社が発行する上場株券等とは異なる特

徴、当該株券等に投資するに当たってのリスク、当該発行会社に関する情報は EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を参照すべき旨等が記載されたものとする。なお、当該発行会社に関する情報は EDINET を参照すべき旨に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げないこととする。（第 5 条第 2 号）

- (7) 店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等において用いる会社内容説明書（(8)を除く。）は、(5)の記載内容に加え、当該募集等を行う店頭取扱有価証券の証券情報を有価証券届出書の記載事項に準拠して追記したものとする。（第 8 条第 2 項）
- (8) 上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていない店頭取扱有価証券の募集等を行うに際しては、(6)の会社内容説明書を用いることとする。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を説明しなければならないこととする。（第 8 条第 3 項）
- (9) この規則の前日において施行されていた「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号）第 4 章の規定によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券の取扱会員として指定されていた会員及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、限定的な投資勧誘（投資勧誘なしに顧客から受けた買い又は売りの注文に対応する売り又は買いの投資勧誘をいう。）を行うことができることとする。（付則第 3 項）

2. 「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号）の一部改正

- (1) 標題を「グリーンシート銘柄に関する規則」に改めることとする。
- (2) この規則は、証券取引法第 40 条第 1 項第 1 号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「グリーンシート銘柄」と呼称することとするとともに、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とすることとする。（第 1 条）
- (3) グリーンシート銘柄を、店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員及び準取扱会員等が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものと定義する。（第 2 条第 5 号）
- (4) （取扱会員と同様に）グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員を「準取扱会員」とする。（第 2 条第 7 号、第 11 条）
 - ※ 準取扱会員は、指定に当たっての銘柄審査及び届出並びに発行会社に対する会社情報の開示に関する指導を行わない点が、取扱会員とは異なる。
- (5) リージョナル区分を廃止するとともに、取扱会員となろうとする会員において審査を行っ

た結果、適当であると判断された企業（事業の成長性を有することは求めない。）が発行する株券等を指定する銘柄区分である「オーディナリー」区分を新たに設ける。

（第4条第2号）

- (6) グリーンシート銘柄としての指定に当たっては、当該指定を行う日までに当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないことを基準として加えることとする。

（第6条第1項第3号）

- (7) グリーンシート銘柄として指定するための届出を行うに際して提出する発行会社の同意書に、会社情報の適時・適切な開示に加え、本協会が行う事情聴取等にも積極的に協力する旨等を記載しなければならないこととする。なお、この規則の施行日において既にグリーンシート銘柄として指定している銘柄の取扱会員は、平成17年4月30日までに、改正後の発行会社の同意書を本協会に提出しなければならない。

（第8条第1項、付則第3項）

- (8) グリーンシート銘柄として指定するための届出を行うに際しては、会社情報の開示等に関して本協会と連絡を行うに当たっての発行会社における責任者及び担当者について所定の様式により記載した書面を添えなければならないこととする。なお、当該責任者及び担当者について変更が生じた場合は、所定の様式により記載した書面を改めて本協会に提出しなければならないこととする。

（第8条第2項）

- (9) エマージングから他の銘柄区分に変更したグリーンシート銘柄については、本協会が当該変更後の区分で指定した日から1年を経過する日までは、エマージングに変更することができないこととする。

（第12条第3項）

- (10) エマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書に記載される事業計画の概要及びその実現性等には、グリーンシート銘柄として指定しようとする日を含む事業年度及びその次の事業年度における売上高、経常利益等の計画数値を掲げなければならないこととする。

（第6条第2項）

- (11) エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の（代表）取扱会員は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から3ヶ月を経過する日までの間に、事業の成長性に関する所定の基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならないこととする。また、当該判定の結果、基準に満たなかった銘柄の（代表）取扱会員は、当該報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならないこととする。なお、この規則の施行日において既にエマージングに区分してグリーンシート銘柄として指定している銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社の平成18年3月31日を含む事業年度について(12)の審査を行い、当該事業年度の後2事業年度ごとに(12)の審査を行うこととする。

（第13条第1項及び第2項、付則第4項）

- (12) (11)の判定の結果、所定の基準を満たした銘柄の取扱会員は、(11)で判定した事業年度の後2事業年度ごとに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、当該審査を行う

対象の事業年度の末日から3ヶ月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならないこととする。また、当該審査の結果、事業の成長性が認められないと判断した銘柄の取扱会員は、当該報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならないこととする。

(第13条第3項及び第4項)

- (13) 会社情報の適時報告(開示)は、TDnet(本協会及び国内の証券取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システム)を利用して行うものとする。(第16条第2項)
- (14) 取扱会員等は、行おうとしている店頭取引が証取法その他関係法令及びこの規則に反しないものであることを確認するとともに、その確認のために必要な社内規則及び売買管理体制の整備、協会による照会等に対する報告、取扱会員等におけるグリーンシート銘柄担当責任者及びグリーンシート銘柄担当者の報告が必要となる。(第32条)
- (15) グリーンシート銘柄又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める等の場合に、本協会は当該銘柄の売買を停止することができることとする。(第33条)
- (16) 準取扱会員は、取扱会員と同様に、気配提示、気配報告及び約定報告を行わなければならないこととする。(第34条第1項から第3項及び第6項)
- (17) グリーンシート銘柄としての指定に際して募集等の取扱い等を行う場合、当該指定した日から当該募集等の取扱い等に係る券面の交付日の前営業日までの間、当該銘柄の取扱会員等は、当該銘柄の気配の提示及び本協会への報告は行わないこととすることができることとする。この場合、この間において当該取扱会員等が行うことができる投資勧誘は、当該募集等の取扱い等に係るものに限ることとする。(第34条第4項)
- (18) 会員(取扱会員等を除く。)は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合、グリーンシート銘柄の売買の受託等をした場合及び店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時まで、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時まで、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならないこととする。(第34条第5項及び第7項)
- (19) 本協会は、グリーンシート銘柄が証券取引所への上場、破産手続・再生手続・更生手続又は整理、会社内容説明書等の提出遅延、虚偽記載又は不適正意見等、会社情報の不適切な報告等に該当する場合は、取扱会員からの届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消す(その結果、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す)ことができることとする。(第35条第4項)
- (20) 本協会は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により特に必要であると認める場合は、取扱会員又は準取扱会員からの届出によらずに、取扱会員又は準取扱会員としての指定を

取り消す又は期間を定めて指定を停止することができることとする。(第 35 条第 5 項)

- (21) 取扱会員が皆無となってグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員として指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消すこととする。(第 36 条第 2 項)

3. 「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正

- (1) 会社情報として報告すべき項目として、株式事務を名義書換代理人に委託しないこととなったこと、委託しないこととなるおそれが生じたことを追加することとする。(別表)
- (2) 会社情報として報告すべき項目の一つである「株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し」の軽微基準を廃止することとする。(別表)
- (3) この細則の根拠となる規則名及び条文番号等その他所要の規定の整備を図ることとする。

4. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第 9 号)の一部改正

- ・ 根拠となる規則名及び条文番号の整備を図ることとする。

5. 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号) 及び同細則の一部改正

- ・ 根拠となる規則名及び条文番号の整備を図ることとする。

6. 「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第 16 号)の一部改正

- ・ 根拠となる規則名及び条文番号の整備を図ることとする。

7. 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正

- ・ 根拠となる規則名及び条文番号の整備を図ることとする。

III. 施行の時期

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとする。

以 上

「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第1号）の制定について

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、店頭有価証券（グリーンシート銘柄を除く。第2条及び第5条を除いて、以下同じ。）の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

本邦法人が本邦内において発行する証券取引所に上場されていない株券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。

2 店頭取引

会員が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。

3 会社内容説明書

第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。

4 店頭取扱有価証券

店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）をいう。

イ 証券取引法（以下「証取法」という。）第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社（当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。）

ロ 会社内容説明書を作成している発行会社

5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄に関する規則」（公正慣習規則第2号。以下「グリーンシート規則」という。）第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。

第2章 投資勧誘の禁止とその特例

（店頭有価証券の投資勧誘の禁止）

第3条 協会員は、次条及び第6条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。

（店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘）

第4条 協会員が適格機関投資家（証取法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。

2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。

1 投資勧誘が証取法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家

証券取引法施行令第1条の5に定める要件に合致すること。

2 証券取引法施行令第1条の4第2項の規定により同条第1項の人数の計算から投資勧誘の相手方である適格機関投資家を除くことにより当該投資勧誘が証取法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家

証券取引法施行令第1条の4第2項に定める要件に合致すること。

3 前2号に掲げる者以外の者

当該店頭有価証券の証券取引所への上場又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

イ 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合

ロ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

3 前項第3号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。

（会社内容説明書の要件）

第5条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとす。

1 店頭有価証券が株券等（上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。）である場合は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

イ 発行会社が設立後2事業年度未満である場合 第1期の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等が記載されていること

ロ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の（イ）又は（ロ）のいずれかが記載されていること

（イ） 直前2事業年度の財務諸表又は連結財務諸表

（ロ） 直前事業年度の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等

- 2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。
- イ 当該株券等の概要
 - ロ 当該発行会社が発行する上場株券とは異なる特徴
 - ハ 当該株券等に投資するに当たってのリスク
 - ニ 当該発行会社に関する情報は EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。）を参照すべき旨
 - ホ その他当該店頭有価証券についての説明に必要と認められる事項
- 3 財務諸表又は連結財務諸表が証取法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は「商法施行規則」に準拠して記載されていること。
- 4 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく監査若しくは商法特例法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。

（店頭取扱有価証券の投資勧誘）

- 第 6 条** 協会員が募集、売出し（売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）又は私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券（グリーンシート銘柄を除く。以下同じ。）は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。
- 2** 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の証券取引所への上場又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。
- 1 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合
 - 2 その他社会通念上やむを得ないと認められる場合
- 3** 前項に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員、当該店頭有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。
- 4** 第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、証券仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該証券仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。

（確認書の徴求等）

- 第 7 条** 協会員は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（「証券会社に関する内閣府令」

第 28 条第 1 項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条第 4 項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、所定の様式の店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。

(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第 8 条 協会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第 6 条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

2 協会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を第 6 条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 5 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

3 協会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を第 6 条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第 5 条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。

4 協会員は、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。

5 協会員は、第 1 項及び第 2 項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。

第 3 章 店頭有価証券の売買等

(自己売買)

第 9 条 会員は、店頭有価証券について自己の計算による売買（以下「自己売買」という。）を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。

(共同計算の取引)

第 10 条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引（グリーンシート銘柄の店頭取引を除く。以下同じ。）を行ってはならない。

(相場操縦等の禁止)

第 11 条 会員は、仮装売買、相場操縦等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。

(過当の取引)

第 12 条 会員は、店頭有価証券については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該店頭有価証券の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。

(買あおり又は売崩し)

第 13 条 会員は、店頭有価証券について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。

(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)

第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を受けないものとする。

2 協会員は、店頭有価証券については信用取引（協会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。

3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。

(会員間の売買の制限)

第 15 条 会員は、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。

(店頭有価証券の売買報告)

第 16 条 会員は、店頭有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。

2 本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、会員に店頭取引の状況について報告を求めることができる。

(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)

第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。)及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。

い。

第4章 雑 則

(電磁的方法による交付等)

第 18 条 協会員は、第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

2 協会員は、第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

(証券仲介業者に対する指導及び監督)

第 19 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

付 則

- 1** この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則の施行日の前日において施行されていた「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号。以下「旧公正慣習規則第 2 号」という。）第 15 条及び第 18 条の規定により開始した募集等の取扱い等については、引き続き、旧公正慣習規則第 2 号の当該規定を適用する。
- 3** この規則の施行日の前日において旧公正慣習規則第 2 号第 4 章の規定によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券の取扱会員として指定されていた会員及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、限定的な投資勧誘（投資勧誘なしに顧客から受けた買い又は売りの注文に対応する売り又は買いの投資勧誘をいう。次項において同じ。）を行うことができる。
- 4** 前項の限定的な投資勧誘を行う場合、旧公正慣習規則第 2 号第 34 条第 2 項及び第 35 条から第 37 条までの規定を適用する。この場合において、「グリーンシート銘柄」とあるのは「旧公正慣習規則第 2 号によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券」と読み替えるものとする。

「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第2号）の一部改正について

平成17年3月15日
（下線部分変更）

新	旧
グリーンシート銘柄に関する規則	店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則
第1章 総則	第1章 総則
（目的） 第1条 この規則は、証券取引法（以下「証取法」という。）第40条第1項第1号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「グリーンシート銘柄」と呼称することとするとともに、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 店頭有価証券 「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第1号。以下「店頭有価証券規則」という。）第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。 2 店頭取引 店頭有価証券規則第2条第2号に規定する店頭取引をいう。 3 店頭取扱有価証券 店頭有価証券規則第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券をいう。 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、証取法第2条第1項第5号の3に規定する優先出資証券及び同項第7号の2に規定する投資証券に係るものについてはこの規則第6条第4項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員（以下「取扱会員等」という。）並びに当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投	（目的） 第1条 この規則は、店頭有価証券の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 店頭有価証券 本邦法人が本邦内において発行する証券取引所に上場されていない株券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。 2 店頭取引 会員が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。 3 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、第3章に定める要件を満たすものをいう。 （新 設） 4 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、取扱会員（次号

新	旧
資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6 取扱会員 店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券（以下「店頭取扱有価証券等」という。）をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 7 準取扱会員 当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 （ 削 る ） （優先出資証券及び投資証券に関する読替え） 第3条 この規則の規定を優先出資証券及び投資証券に適用する場合において、この規則の規定中「発行会社」とあるのは「発行者」と読み替えることとする。 （ 第23条へ ） （ 第24条へ ） （ 第25条へ ）	に定める会員をいう。）並びに当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 5 取扱会員 店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 （ 新 設 ） （グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第3条 協会員は、第15条及び第18条の規定による場合を除き、グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 （ 新 設 ） 第2章 店頭有価証券 （顧客からの確認事項等） 第4条 （ 省 略 ） （売買及び受渡し） 第5条 （ 省 略 ） （自己売買） 第6条 （ 省 略 ）

新	旧
(第 26 条へ)	(共同計算の取引) 第 7 条 (省 略)
(第 27 条へ)	(相場操縦等の禁止) 第 8 条 (省 略)
(第 28 条へ)	(過当の取引) 第 9 条 (省 略)
(第 29 条へ)	(買あおり又は売崩し) 第 10 条 (省 略)
(第 30 条へ)	(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 11 条 (省 略)
(削 る)	(会員間の売買の制限) 第 12 条 <u>会員は、グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引は自粛しなければならない。</u>
(削 る)	(店頭有価証券の売買報告) 第 13 条 <u>会員は、店頭有価証券について店頭取引を行ったとき（取扱会員が、グリーンシート銘柄の店頭取引について、第 40 条の規定に従って本協会に報告するときを除く。）は、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。</u> 2 <u>本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、会員に店頭取引の状況について報告を求めることができる。</u>
(削 る)	(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示) 第 14 条 <u>会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格情報」という。）を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格情報と併せて会員名、取扱部店名（当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。）及び当該価格情報の提示日並びに当該価格情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。ただし、第 4 章に定めるところにより、取扱会員がグリーンシート銘柄の価格情報を提示する場合は、この限りでない。</u>

新	旧
(削 る)	<u>(適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行う場合の取扱い)</u> <u>第15条</u> 協会員が募集、売出し（売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）又は私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に際して適格機関投資家（証券取引法（以下「証取法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券（店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。）は、当該募集等で取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものであり、証取法第13条の規定により目論見書を作成する必要がないものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 <u>2</u> 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 <u>1</u> 投資勧誘が証取法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家 証券取引法施行令第1条の5に定める要件に合致すること。 <u>2</u> 証券取引法施行令第1条の4第2項の規定により同条第1項の人数の計算から投資勧誘の相手方である適格機関投資家を除くことにより当該投資勧誘が証取法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家 証券取引法施行令第1条の4第2項に定める要件に合致すること。 <u>3</u> 前2号に掲げる者以外の者 当該店頭有価証券の証券取引所への上場若しくは店頭売買有価証券としての登録の日又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認める

新	旧
(削 る)	ときはこの限りでない。 イ 取得者がその経営の著しい不振により 取得した店頭有価証券を譲渡する場合 ロ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合 3 前項第3号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員、当該店頭有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。 4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、証券仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該証券仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。 第3章 店頭取扱有価証券 (店頭取扱有価証券の範囲) 第16条 店頭取扱有価証券とは、店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」という。）をいうものとする。 1 証取法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。）を継続的に提出している発行会社（証取法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。）を提出している発行会社を含む。） 2 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく監査若しくは商法特例法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を会員並びに当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料（以下「会社内容説明書」という。）として利用できる発行会社

新	旧
(削 る)	2 <u>協会員は、次の各号に掲げる有価証券のうち、本邦内の取引所有価証券市場に上場されておらず、かつ、前項の要件を満たすものについても、店頭取扱有価証券として取り扱うことができる。</u> <u>1 証取法第2条第1項第5号の3に規定する優先出資証券</u> <u>2 証取法第2条第1項第7号の2に規定する投資証券</u> 3 <u>この章以下の規定は、特段の定めがない限り、前項の規定により店頭取扱有価証券として取り扱うこととされる有価証券について準用する。この場合において、この章以下の規定中「発行会社」とあるのは「発行者」と読み替え、第1項第2号中、当該店頭取扱有価証券が優先出資証券であるときは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」及び「商法特例法」とあるのは「資産の流動化に関する法律」と、当該店頭取扱有価証券が投資証券であるときは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」及び「商法特例法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律」と読み替えるものとする。</u> (会社内容説明書の要件) 第17条 <u>会社内容説明書は、協会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</u> <u>1 店頭取扱有価証券が株券等である場合は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書のうち第二部「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭取扱有価証券の発行会社が前条第1項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>イ 発行会社が設立後2事業年度未満である場合 第1期の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等が記載されていること</u> <u>ロ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合（第30条第1項の規定により会社内容説明書を更新する場合を除く。）次の（イ）又は（ロ）のいずれかが記載されていること</u> <u>（イ）直前2事業年度の財務諸表又は連</u>

新	旧
(削 る)	結財務諸表 (ロ) 直前事業年度の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等 2 店頭取扱有価証券が優先出資証券又は投資証券である場合は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券報告書の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表については、当該店頭取扱有価証券の発行者が前条第1項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ 当該発行者の第1期の事業年度中である場合 財務諸表の記載を要しない ロ 当該発行者の第2期の事業年度中である場合 第1期の事業年度の財務諸表が記載されていること ハ 当該発行者の第3期以降の事業年度中である場合（第30条第1項の規定により会社内容説明書を更新する場合を除く。） 直前2事業年度の財務諸表又は直前事業年度の財務諸表が記載されていること 3 財務諸表又は連結財務諸表が証取法第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、「商法施行規則」（店頭取扱有価証券が株券等である場合に限る。）、「特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（店頭取扱有価証券が優先出資証券である場合に限る。）又は「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」（店頭取扱有価証券が投資証券である場合に限る。）に準拠して記載されていること。 （譲渡制限付き店頭取扱有価証券の特例） 第18条 協会員が譲渡制限が付されている店頭取扱有価証券（グリーンシート銘柄を除く。以下この章及び第45条において同じ。）の募集等の取扱い等を行う場合で、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたときは、次章の定めによることを要しない。 2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の

新	旧
(削 る) (削 る)	<u>譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「店頭取扱有価証券」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、証券仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該証券仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。</u> (確認書の徴求等) 第19条 <u>協会員は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条第3項、第34条及び第37条において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、所定の様式の店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。</u> (譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第20条 <u>協会員は、証取法第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第18条の規定により次章の定めによらずに行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> 2 <u>協会員は、証取法第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を第18条の規定により次章の定めによらずに行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第17条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の「証券情報」を追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。</u>

新	旧
第2章 指定 (グリーンシート銘柄の区分) 第4条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング（取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分） (第4号へ) 2 オーディナリー（取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分） 3 投信・SPC（投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分） 4 フェニックス（上場廃止となった銘柄のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分） (代表取扱会員) 第5条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員（第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。）は、その総意によつ	3 <u>協会員は、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。</u> 4 <u>協会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 第4章 グリーンシート銘柄 第1節 指定 (グリーンシート銘柄の区分) 第21条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング（取扱会員となろうとする会員において第24条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分） 2 <u>フェニックス（上場廃止又は登録取消しとなった銘柄のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分）</u> 3 <u>リージョナル（エマージング及びフェニックスのいずれにも該当しない企業が発行する株券等を指定する銘柄区分）</u> 4 投信・SPC（第16条第2項に掲げる投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第24条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分） (第2号から) (代表取扱会員) 第22条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員（第26条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。）は、その総意によつ

新	旧
て、取扱会員を代表する会員（以下「代表取扱会員」という。）を定めることができることとする。 2 前項の規定により代表取扱会員を定めた場合は、すべての取扱会員が連名で、遅滞なく、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、すべての取扱会員となろうとする会員が連名で、<u>第9条</u>の届出と同時に、届け出なければならない。 3 （ 現行どおり ） (指定条件) 第6条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がグリーンシート銘柄として<u>第9条</u>の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 名義書換代理人（当該有価証券が投資証券である場合は「投資信託及び投資法人に関する法律」第79条第2項に規定する名義書換事務委託者。以下この号及び<u>第35条</u>第4項第8号において同じ。）に事務を委託していること（当該名義書換代理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。） 2 本協会が<u>第9条</u>の指定を行う日までに、当該有価証券が本協会の定める様式に適合するものとなっていること <u>3</u> 本協会が<u>第9条</u>の指定を行う日までに、当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。 2 <u>エマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書に記載される事業計画の概要及びその実現性等には、グリーンシート銘柄として指定しようとする日を含む事業年度及びその翌事業年度における売上高、経常利益等の計画数値を掲げなければならない。</u> 3 <u>投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。</u>	て、取扱会員を代表する会員（以下「代表取扱会員」という。）を定めることができることとする。 2 前項の規定により代表取扱会員を定めた場合は、すべての取扱会員が連名で、遅滞なく、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、すべての取扱会員となろうとする会員が連名で、<u>第26条</u>の届出と同時に、届け出なければならない。 3 （ 省 略 ） (指定条件) 第23条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がグリーンシート銘柄（<u>リージョナルとして区分しようとするものを除く。</u>）として<u>第26条</u>の届出を行おうとする店頭取扱有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 名義書換代理人（当該店頭取扱有価証券が投資証券である場合は「投資信託及び投資法人に関する法律」第79条第2項に規定する名義書換事務委託者。以下この号において同じ。）に事務を委託していること（当該名義書換代理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。） 2 本協会が<u>第26条</u>の指定を行う日までに、当該店頭取扱有価証券が本協会の定める様式に適合するものとなっていること （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧
1 <u>証取法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者（当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。）</u> 2 <u>会社内容説明書を作成している発行者</u> 4 <u>前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</u> 1 <u>「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券報告書の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表については、当該有価証券の発行者が前項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</u> イ <u>当該発行者の第1期の事業年度中である場合 財務諸表の記載を要しない</u> ロ <u>当該発行者の第2期の事業年度中である場合 第1期の事業年度の財務諸表が記載されていること</u> ハ <u>当該発行者の第3期以降の事業年度中である場合 直前2事業年度の財務諸表が記載されていること。ただし、当該発行者が初めて会社内容説明書を作成するときは、直前事業年度の財務諸表のみで足りる。</u> 2 <u>財務諸表又は連結財務諸表が証取法第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、「特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（当該有価証券が優先出資証券である場合に限る。）又は「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」（当該有価証券が投資証券である場合に限る。）に準拠して記載されていること。</u> 3 <u>公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されてい</u>	(新 設)

新	旧
<u>る財務諸表に添付されていること。</u> (審査) 第7条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第4号及び第5号を、投信・SPCに区分する場合は第3号から第5号を、それぞれ除く。 1 } } （ 現行どおり ） 6 2 } } （ 現行どおり ） 4 (同意書等の徴求) 第8条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時・適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の開示等に関して本協会と連絡を行うに当たっての発行会社における責任者及び担当者について所定の様式により記載した書面を添えなければならない。なお、当該責任者及び担	(審査) 第24条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第26条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、投信・SPCに区分する場合は、第3号から第5号を除く。 1 } } （ 省 略 ） 6 2 } } （ 省 略 ） 4 (適時情報開示に関する同意書の徴求) 第25条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時・適切な開示に積極的に協力する旨の発行会社の同意書を添えなければならない。ただし、リージョナルに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする場合は、当該銘柄の発行会社が有価証券報告書を継続的に提出している発行会社であり、取扱会員となろうとする会員から同意書を添えない理由を付して申出があり、かつ、本協会がこれを適当であると認めたときは、この限りではない。 （ 新 設 ）

新	旧
<u>当者について変更が生じた場合は、所定の様式により記載した書面を改めて本協会に提出しなければならない。</u> (届出及び指定) 第9条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、<u>店頭取扱有価証券等</u>（既にグリーンシート銘柄として指定されているものを除く。）の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の15営業日前（フェニックスとして区分する場合は5営業日前）までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>第4条</u>に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するものとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表（毎営業日に更新及び報告する）又は週次公表（週1回以上更新及び報告する）のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出の場合は、日次公表として明示しなければならない。 3 第1項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書、<u>半期報告書及び臨時報告書</u>（以下「会社内容説明書等」という。）及び<u>第7条第1項</u>の審査の結果について記した書面その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により<u>第7条第1項</u>の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第2項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、<u>あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定することとする。</u>	(届出及び指定) 第26条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、<u>店頭取扱有価証券</u>（既にグリーンシート銘柄として指定されているものを除く。）の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の15営業日前（フェニックスとして区分する場合は5営業日前）までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>第21条</u>に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するものとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表（毎営業日に更新及び報告する）又は週次公表（週1回以上更新及び報告する）のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出の場合は、日次公表として明示しなければならない。 3 第1項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書（以下「会社内容説明書等」という。）及び<u>第24条第1項</u>の審査の結果について記した書面その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により<u>第24条第1項</u>の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第2項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、<u>当該店頭取扱有価証券を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定し、その旨を公表することとする。</u>

新	旧
5 前項の指定は、本協会が、当該グリーンシート銘柄について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、<u>第7条の審査及び判断が適正なものであることを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。</u>	5 前項の指定は、本協会が、当該グリーンシート銘柄について、<u>第3章の要件及び第23条の条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、第24条の審査及び判断が適正なものであることを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。</u>
(新たな取扱会員の届出) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、<u>あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定することとする。</u>	(新たな取扱会員の届出) 第27条 (省 略) 2 (省 略) 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定し、<u>その旨を公表することとする。</u>
(準取扱会員) 第11条 <u>グリーンシート銘柄の準取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u> 2 <u>前項の届出においては、第9条第2項の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。</u> 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、<u>あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定することとする。</u>	(新 設)
(銘柄区分の変更) 第12条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の10営業日前（エマージングに変更しようとする場合は、15営業日前）までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行わなければならない。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 第5条から第9条まで（第6条第3項及	(銘柄区分の変更) 第28条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の10営業日前（<u>リージョナルからエマージングに変更しようとする場合は、15営業日前</u>）までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行わなければならない。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 第22条から第25条及び第26条第2項か

新	旧
び第4項並びに第9条第1項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。 3 エマージングから他の銘柄区分に変更したグリーンシート銘柄については、本協会が当該変更後の区分で指定した日から1年を経過する日までは、エマージングに変更することができない。	ら第5項までの規定は、前項の場合について準用する。 (新 設)
(エマージング区分についての確認) 第13条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。)は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から3ヶ月を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 2 前項の判定の結果、別表に定める基準に満たなかった銘柄の取扱会員は、前項の報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。 3 第1項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第1項で判定した事業年度の後2事業年度ごとに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、当該審査を行う対象の事業年度の末日から3ヶ月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 4 前項の審査の結果、事業の成長性が認められないと判断した銘柄の取扱会員は、前項の報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。 5 第2項及び第4項の場合のほか、事業の成長性が認められないと判断したエマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員は、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。 6 第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)及び前条第3項の規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。 7 本協会は、第2項、第4項及び第5項の	(新 設)

新	旧
<u>規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して10営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定することとする。</u>	
第3章 会社情報の開示	第2節 会社情報の開示
(発行会社に対する会社情報の開示の指導) 第14条 グリーンシート銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの節に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。	(発行会社に対する会社情報の開示の指導) 第29条 <u>グリーンシート銘柄（リージョナルとして区分したものを除く。）</u>の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの節に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。
(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第15条 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第2項及び第3項において同じ。）は、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後3ヶ月以内に本協会に提出しなければならない。</u> 2 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が証取法第24条の5第1項に規定する半期報告書を作成した場合は、当該半期報告書を、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。</u> 3 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が証取法第24条の5第4項に規定する臨時報告書を作成した場合は、当該臨時報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</u> 4 <u>取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 5 <u>本協会は、第9条第3項又はこの条第1項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から5年を経過する日</u>	(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第30条 <u>グリーンシート銘柄の発行会社又は取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。）は、グリーンシート銘柄の発行会社の会社内容説明書等を当該発行会社の決算期毎に更新するとともに、更新後の会社内容説明書等を、当該決算期終了後3ヶ月以内に本協会に提出しなければならない。</u> （新 設） （新 設） 2 <u>取扱会員は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 3 <u>本協会は、第26条第3項又はこの条第1項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から5年を経過する日まで</u>

新	旧
までの間、公衆の縦覧に供するものとする。 (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。）は、当該グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「会社情報等報告細則」という。）に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2 前項の報告は、TDnet（本協会及び国内の証券取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。 3 前項の場合において、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、当該報告に係る資料をTDnetにより本協会に送信するものとする。 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の本協会への提出をもって同項に規定するTDnetによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の証券取引所（TDnetが設置されている証券取引所に限る。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を当該証券取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。 5 グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、第1項の規定に基づく会社情報の報告は、TDnetの稼働に支障が生じた場合その他本協会が必要であると認める場合には、本	の間、公衆の縦覧に供するものとする。 (会社情報の本協会への報告) 第31条 グリーンシート銘柄（<u>リージョナルとして区分したものを除く。</u>以下、この条において同じ。）の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項において同じ。）は、当該グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「会社情報等報告細則」という。）に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧
<u>協会がその都度定める方法により行うものとする。</u> 7 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員等は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 8 <u>本協会は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供するものとする。</u> (削 除)	2 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員は、前項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 3 <u>本協会は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供するものとする。</u> (4 削除) (5 削除) (6 削除) 7 <u>本協会は、第4項の報告のうち公衆の縦覧に供する必要があると認めたものを、その報告のあった日から必要と認める期間を経過する日まで、公衆の縦覧に供するものとする。</u>
(本協会による照会等及びこれに対する対応)	(本協会による照会等及びこれに対する対応)
第17条 本協会は、グリーンシート銘柄の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求（以下この条及び第32条において「照会等」という。）を行うことができる。	第32条 本協会は、グリーンシート銘柄の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求（以下この条において「照会等」という。）を行うことができる。
2 { (現行どおり) 4	2 { (省 略) 4
(報告内容の変更又は訂正)	(報告内容の変更又は訂正)
第18条 会社内容説明書等又は前2条の規定に基づき報告した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、取扱会員（会社内容説明書等又は第16条の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正する場合で、取扱会員が代表取扱会員を定めたときは、当該代表取扱会員。）は、直ちに当該変更又は訂正の内容を本協会に報告しなければならない。	第33条 会社内容説明書等又は前2条の規定に基づき報告した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、取扱会員（会社内容説明書等又は第31条の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正する場合で、取扱会員が代表取扱会員を定めたときは、当該代表取扱会員。）は、直ちに当該変更又は訂正の内容を本協会に報告しなければならない。
2 • { (現行どおり) 3	2 • { (省 略) 3
第4章 投資勧誘	第3節 投資勧誘
(取引についての顧客への説明)	(取引についての顧客への説明)
第19条 <u>協会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客（「証券会社に関する内</u>	第34条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシ</u>

新	旧
<u>閣府令」第 28 条第 1 項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。）</u>に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について分かりやすく記載した説明書を交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 <u>協会員</u>は、顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、前項の規定により説明書を交付した顧客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求するものとする。 (投資勧誘) 第 20 条 <u>取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘（次条の規定による場合を除く。）を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）の記載日以降に前節の規定により報告した内容（当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。）を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 <u>取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> 2 <u>取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄の募集、売出し（売出しに相当する</u>	ート銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該<u>取扱会員</u>におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について分かりやすく記載した説明書を交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、前項の規定により説明書を交付した顧客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求するものとする。</u> (投資勧誘) 第 35 条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘（次条の規定による場合を除く。）を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等の記載日以降に前節の規定により報告した内容（当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。）を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 36 条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> 2 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行うに際しては、顧客に</u>

新	旧
ものを含む。以下この項において同じ。)又は私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第2条第4号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」又は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書(前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。)を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。 (グリーンシート銘柄であること等の明示) 第22条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。 (削 る) 第5章 売買 (顧客からの確認事項等) 第23条 会員は、顧客からグリーンシート銘柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。 1	対し、有価証券報告書又は第17条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の「証券情報」を追記した会社内容説明書(前節の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。)を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。 (グリーンシート銘柄であること等の明示) 第37条 取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。 (取扱会員以外の会員による取扱い) 第37条の2 取扱会員以外の会員及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員が、投資勧誘を行うことなく顧客からフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の売付け(当該会員が自己で買い取る又は当該グリーンシート銘柄の取扱会員に取り次ぐものに限る。)の申込みを受ける場合は、第34条に規定する説明書の交付、説明及び確認書の徴求並びに第37条に規定する明示は当該取扱会員以外の会員及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員が行わなければならない。 (顧客からの確認事項等) 第4条 会員は、顧客から店頭有価証券の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。 1

新	旧
} } (現行どおり) 4 2 会員は、顧客から<u>グリーンシート銘柄</u>の注文を受ける場合には、その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。 1 } } (現行どおり) 7	} } (省 略) 4 2 会員は、顧客から<u>店頭有価証券</u>の注文を受ける場合には、その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。 1 } } (省 略) 7
(売買及び受渡し) 第24条 <u>グリーンシート銘柄の店頭取引</u>は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。 2 <u>グリーンシート銘柄の店頭取引</u>（委託の媒介を除く。以下この条において同じ。）の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目（休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。）の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。 3 <u>グリーンシート銘柄の店頭取引の受渡し</u>は、当該店頭取引に係る株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をもって行わなければならない。 4 (現行どおり) (削 る) (削 る) (削 る)	(売買及び受渡し) 第5条 <u>店頭取引</u>は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。 2 <u>店頭取引</u>（委託の媒介を除く。以下この条において同じ。）の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目（休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。）の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。 3 <u>店頭取引の受渡し</u>は、当該店頭取引に係る株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をもって行わなければならない。 4 (省 略) 5 <u>店頭取引における権利落及び配当落の売買</u>は、当該権利の確定日（以下この条において「確定日」という。）の3日前の日から行うものとする。 6 <u>権利落及び配当落の店頭取引の受渡し</u>については、第2項の規定にかかわらず、確定日の翌日から、これを行うものとする。 7 <u>権利落及び配当落の前日までに</u>行われた店頭取引についての受渡しは、第2項の規定にかかわらず、確定日の前日までに、これを行わなければならない。
5 } } (現行どおり) 10 (自己売買) 第25条 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>につい	8 } } (省 略) 13 (自己売買) 第6条 会員は、<u>店頭有価証券</u>について自己の

新	旧
て自己の計算による売買（以下「自己売買」という。）を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。	計算による売買（以下「自己売買」という。）を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。
（共同計算の取引）	（共同計算の取引）
第 26 条 （ 現行どおり ）	第 7 条 （ 省 略 ）
（相場操縦等の禁止）	（相場操縦等の禁止）
第 27 条 （ 現行どおり ）	第 8 条 （ 省 略 ）
（過当の取引）	（過当の取引）
第 28 条 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該<u>グリーンシート銘柄</u>の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。	第 9 条 会員は、<u>店頭有価証券</u>については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該<u>店頭有価証券</u>の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。
（買あおり又は売崩し）	（買あおり又は売崩し）
第 29 条 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。	第 10 条 会員は、<u>店頭有価証券</u>について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。
（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）	（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）
第 30 条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>については成行注文を受けないものとする。 2 協会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>については信用取引（<u>協会員</u>が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。 3 協会員は、<u>未発行のグリーンシート銘柄</u>については店頭取引を行ってはならない。	第 11 条 会員は、<u>店頭有価証券</u>については成行注文を受けないものとする。 2 協会員は、<u>店頭有価証券</u>については信用取引（<u>会員</u>が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。 3 協会員は、<u>未発行店頭有価証券</u>については店頭取引を行ってはならない。
第 6 章 売買管理	第 4 節 売買管理
（取引時間帯）	（取引時間帯）
第 31 条 会員が<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）とする。ただし、半休日においては、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。	第 38 条 <u>取扱会員</u>が<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）とする。ただし、半休日においては、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。
（不正取引行為の禁止等）	（不正取引行為の禁止等）

新	旧
第32条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が<u>証取法</u>その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。 2 取扱会員等は、前項の確認のために必要な社内規則及び売買管理体制を整備しなければならない。 3 本協会は、グリーンシート銘柄の店頭取引に関して必要があると認める場合は、<u>協会</u>員に対し、照会等を行うことができる。 4 協会員は、前項の規定に基づきグリーンシート銘柄の店頭取引に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。 5 取扱会員等は、前項の照会等への対応を主に担当するグリーンシート銘柄担当責任者及びグリーンシート銘柄担当者を定めるとともに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。なお、当該責任者及び担当者について変更が生じた場合は、所定の様式により、改めて本協会に届け出なければならない。 (売買の停止) 第33条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、グリーンシート銘柄の店頭取引を停止することができる。 1 <u>グリーンシート銘柄の発行会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本協会が必要があると認める場合</u> 原則として、株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日まで。 2 <u>転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本協会が必要があると認める場合</u> 原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当	第39条 取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が第2章（第13条から第15条までを除く。）及び証券取引法その他関係法令の規定に反しないものであることを確認しなければならない。なお、証券取引法第6章の規定のうち、店頭取引に適用されないものについても同様とする。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

新	旧
<u>選番号発表日まで。</u> <u>3 グリーンシート銘柄又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u> <u>グリーンシート銘柄又はその発行会社に関し、会社情報等報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 30 分を経過した時（グリーンシート銘柄としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後 30 分を経過した時）まで。ただし、当該銘柄のグリーンシート銘柄としての指定を取り消すこととした場合その他本協会が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</u> <u>4 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合</u> <u>本協会がその都度必要と認める期間</u> <u>2 会員は、本協会が前項の規定によりグリーンシート銘柄の店頭取引を停止している間は、当該グリーンシート銘柄の店頭取引を行ってはならない。</u>	(新 設)
第7章 気配提示・報告及び売買報告 (気配の提示、報告及び公表等) 第34条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されているグリーンシート銘柄の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配（以下「気配」という。）を、取扱部店の店頭等において、<u>第9条第2項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。 2 取扱会員等が取扱部店以外でグリーンシート銘柄の気配を提示する場合は、当該気配と併せて会員名及び取扱部店名並びに当	第5節 気配提示・報告及び売買報告 (気配の提示、報告及び公表等) 第40条 取扱会員は、自社が取扱会員として指定されているグリーンシート銘柄の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配（以下「気配」という。）を、取扱部店の店頭等において、<u>第26条第2項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。 2 取扱会員が取扱部店以外でグリーンシート銘柄の気配を提示する場合は、当該気配と併せて会員名及び取扱部店名並びに当該気配の

新	旧
該気配の提示日を明示しなければならない。 3 <u>取扱会員等は、第1項の規定により提示した直近の気配を、第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u> 4 <u>第9条第4項の指定に際して募集等の取扱い等を行う場合、当該指定した日から当該募集等の取扱い等に係る券面の交付日の前営業日までの間、当該銘柄の取扱会員等は、第1項に規定する当該銘柄の気配の提示及び前項に規定する本協会への報告は行わないこととすることができる。この場合、この間において当該取扱会員等が行うことができる投資勧誘は、当該募集等の取扱い等に係るものに限る。</u> 5 <u>会員（取扱会員等を除く。第7項において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u> 6 <u>取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄の店頭取引の内容について、第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u> 7 <u>会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u>	提示日を明示しなければならない。 3 <u>取扱会員は、第1項の規定により提示した直近の気配を、第26条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ） 4 <u>取扱会員は、自社が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄の店頭取引を行ったときは、第26条第2項において日次公表と明示した銘柄については当該店頭取引を行った日の午後5時までに、週次公表と明示した銘柄については当該店頭取引を行った日の翌月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u> （ 新 設 ）

新	旧
(削 る) 8 本協会は、第3項及び第5項から前項までの規定により<u>会員</u>から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について、公表するものとする。	5 私設取引システム運営業務の認可を受けた<u>取扱会員</u>（以下この項において「<u>認可取扱会員</u>」という。）が当該業務により成立させた<u>グリーンシート銘柄の店頭取引</u>については、<u>認可取扱会員が前項の報告を行わなければならないものとし、認可取扱会員以外の取扱会員は当該店頭取引に係る前項の報告を行わないものとする。</u> 6 本協会は、第3項及び第4項の規定により<u>取扱会員</u>から報告された<u>グリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について、遅滞なく、</u>公表するものとする。
第8章 指定の取消し (取扱会員としての指定の取消し) 第35条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する<u>取扱会員等</u>は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 <u>グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後6か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りではない。</u> 3 (現行どおり) 4 <u>グリーンシート銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</u> 1 <u>証券取引所への上場</u> <u>グリーンシート銘柄が証券取引所に上場されることとなった場合</u> 2 <u>破産手続、再生手続、更生手続又は整理</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。</u> 3 <u>銀行取引の停止</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停</u>	第6節 指定の取消し (取扱会員としての指定の取消し) 第41条 取扱会員としての指定の取消しを希望する<u>取扱会員</u>は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 <u>グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後6か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。</u> 3 (省 略) 4 本協会は、第2節に定める会社内容説明書等の提出及び会社情報の報告が適切に行われない等の事由により特に必要であると認める場合は、第1項の届出によらずに取扱会員としての指定を取り消すことができる。 (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>止された場合又は停止されることが確実となった場合。</u> 4 <u>営業活動の停止</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合</u> 5 <u>会社内容説明書等の提出遅延</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を証取法第 24 条第 1 項若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合</u> 6 <u>虚偽記載又は不適正意見等</u> <u>次の a 又は b に該当する場合</u> a <u>グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合</u> b <u>公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと。</u> 7 <u>会社情報の不適切な報告</u> <u>取扱会員が、グリーンシート銘柄の発行会社についての第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 1 項に規定する会社情報の報告を適時適切に行わず、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合</u> 8 <u>名義書換代理人への株式事務の委託</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が株式事務を名義書換代理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合</u> 9 <u>譲渡制限</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が当該銘柄の譲渡につき制限を行うこととした場合</u> 10 <u>完全子会社化</u> <u>グリーンシート銘柄の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
子会社となる場合 11 その他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄としての指定を取り消すことが適当と認めた場合 5 本協会は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により特に必要であると認める場合は、第1項の届出によらずに、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。 6 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った<u>取扱会員等</u>が希望する日に、前2項の場合は本協会が必要と認める日に、<u>取扱会員又は準取扱会員</u>としての指定を取り消す又は<u>指定を停止することとする</u>。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表することとする。 7 会員は、前項の規定により取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、取扱会員又は準取扱会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。 (グリーンシート銘柄としての指定の取消し) 第36条 (現行どおり) 2 前項の規定によりグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員として指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消すこととする。 3 前2項の場合、本協会は、最後の<u>取扱会員等</u>についての前条第6項の公表と同時に、その旨を公表する。 第9章 適格機関投資家限定勧誘の特例 (適格機関投資家限定勧誘の特例) 第37条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員（当該銘柄の<u>取扱会員等</u>を除く。以下この条において同じ。）及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。	(新 設) (新 設) 5 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った<u>取扱会員</u>が希望する日に、<u>前項</u>の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員としての指定を取り消すこととする。この場合、本協会は、当該指定の取消しを行う前に、あらかじめ、その旨を公表することとする。 6 会員は、前項の規定により取扱会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、取扱会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。 (グリーンシート銘柄としての指定の取消し) 第42条 (省 略) (新 設) 2 前項の場合、本協会は、最後の<u>取扱会員</u>についての前条第5項の公表と同時に、その旨を公表する。 第7節 適格機関投資家限定勧誘の特例 (適格機関投資家限定勧誘の特例) 第43条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員（当該銘柄の<u>取扱会員</u>を除く。）及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には<u>前6節</u>の規定を適用しない。

新	旧
2 店頭有価証券規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「グリーンシート銘柄」と読み替えるものとする。 3 (現行どおり)	2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「グリーンシート銘柄」と読み替えるものとする。 3 (省 略)
第 10 章 雑 則	第 5 章 雑 則
(顧客への配分)	(顧客への配分)
第 38 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。</u>	第 44 条 協会員は、<u>店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。</u>
(電磁的方法による交付等)	(電磁的方法による交付等)
第 39 条 協会員は、<u>第 19 条第 1 項に規定するグリーンシート銘柄の性格等について記載した説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> (削 る) (削 る) 2 協会員は、<u>第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</u> (削 る) (削 る)	第 45 条 協会員は、<u>次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> 1 <u>第 19 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し</u> 2 <u>第 34 条第 1 項に規定するグリーンシート銘柄の性格等について記載した説明書</u> 2 協会員は、<u>次に掲げる書面の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</u> 1 <u>第 19 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書</u> 2 <u>第 34 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書</u>
(証券仲介業者に対する指導及び監督)	(証券仲介業者に対する指導及び監督)
第 40 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対	第 46 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対

新	旧
し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 33 条第 2 項、第 34 条第 4 項並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。 (グリーンシート制度負担金) 第 41 条 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、<u>グリーンシート制度負担金を本協会に納入しなければならない。</u> 付 則 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則の施行日において既にグリーンシート銘柄として指定している銘柄のうちその譲渡につき制限を行っているものについて、平成 18 年 4 月 1 日においてもなお当該制限が継続している場合は、同日において改正後の第 35 条第 4 項第 9 号に該当するものとして同項の規定を適用する。 3 この規則の施行日において既にグリーンシート銘柄として指定している銘柄の取扱会員は、平成 17 年 4 月 30 日までに、改正後の第 8 条第 1 項に規定する発行会社の同意書を本協会に提出しなければならない。 4 この規則の施行日において既にエマージングに区分してグリーンシート銘柄として指定している銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社の平成 18 年 3 月 31 日を含む事業年度について第 13 条第 3 項に規定する審査を行うとともに第 4 項及び第 6 項を適用し、当該事業年度の後 2 事業年度ごとにこれらの規定を適用する。	し、第 3 条、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 4 項、第 33 条第 2 項、第 35 条、第 36 条、第 37 条の 2 並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。 (新 設)

(別表)

第 13 条第 1 項の規定による判定の基準

I. 会社内容説明書を提出してエマージング区分に指定した場合

- ①指定日から 1 年を経過した日を含む事業年度における経常利益の実績額
- ②指定日の直前事業年度における経常利益の実績額
- ③指定の際の会社内容説明書に記載した、指定日から 1 年を経過した日を含む事業年度における経常利益の計画額

※エマージング区分に指定した後に行われる業績予想の修正については、これらの数値に反映しない。

1. 増益予想 $[(③-②) > 0]$ のとき

$$\frac{①-②}{③-②} \times 100$$

の算式で得られた数値が 50 に満たないときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。

2. 減益予想 $[(③-②) \leq 0]$ のとき

①が③に満たないときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。

II. 証券取引法上の有価証券届出書又は有価証券報告書を提出してエマージング区分に指定した場合

当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、事業の成長性が認められないと判断したときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。

「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成17年3月15日
(下線部分変更)

新	旧								
(目的等) 第1条 この細則は、「<u>グリーンシート銘柄に関する規則</u>」(公正慣習規則第2号。以下「規則」という。) <u>第16条</u>の施行に関し、必要な事項を定める。 2 (現行どおり) 別表 I. エマージング、<u>オーディナリー</u>又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄	(目的等) 第1条 この細則は、「<u>店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則</u>」(公正慣習規則第2号。以下「規則」という。) <u>第31条</u>の施行に関し、必要な事項を定める。 2 (省 略) 別表 I. エマージング又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) } (現行どおり) (36) <u>(37) 株式事務を名義書換代理人に委託しないこと</u> <u>(38) (現行どおり)</u> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) } (現行どおり) (19) (20) <u>削除</u> </td><td> (削 る) </td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) } (現行どおり) (36) <u>(37) 株式事務を名義書換代理人に委託しないこと</u> <u>(38) (現行どおり)</u> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) } (現行どおり) (19) (20) <u>削除</u>	(削 る)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) } (省 略) (36) (新 設) <u>(37) (省 略)</u> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) } (省 略) (19) (20) <u>他の種類の株式への転換が行われる株</u> </td><td> 発行価額又は売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当(優先出資者割当を含む。)により発行する場合を除く。 </td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) } (省 略) (36) (新 設) <u>(37) (省 略)</u> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) } (省 略) (19) (20) <u>他の種類の株式への転換が行われる株</u>	発行価額又は売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当(優先出資者割当を含む。)により発行する場合を除く。
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) } (現行どおり) (36) <u>(37) 株式事務を名義書換代理人に委託しないこと</u> <u>(38) (現行どおり)</u> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) } (現行どおり) (19) (20) <u>削除</u>	(削 る)								
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) } (省 略) (36) (新 設) <u>(37) (省 略)</u> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) } (省 略) (19) (20) <u>他の種類の株式への転換が行われる株</u>	発行価額又は売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当(優先出資者割当を含む。)により発行する場合を除く。								

新	旧
(21) 　　} (現行どおり) (24) (25) <u>株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を名義書換代理人に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を名義書換代理人に委託しないこととなったこと</u> (26) (現行どおり) 3 発行会社が親会社（当該発行会社の総株主の議決権（総出資者の議決権を含み、株式会社にあつては、商法第 211 条の 2 第 4 項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第 5 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この 3 において同じ。）の過半数を保有している会社（会社以外の法人及び当該発行会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、2 の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) 　　} (現行どおり) (3)	<u>式のグリーンシート銘柄への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されているグリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使</u> (21) 　　} (省 略) (24) 　　(新 設) (25) (省 略) 3 発行会社が親会社（当該発行会社の総株主の議決権（総出資者の議決権を含み、株式会社にあつては、商法第 211 条の 2 第 4 項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第 5 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この 3 において同じ。）の過半数を保有している会社（会社以外の法人及び当該発行会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、2 の(25)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) 　　} (省 略) (3)

新		旧	
4 〽 } (現行どおり) 9 10 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (1) 〽 } (現行どおり) (12) (13) <u>他の種類の株式への転換が行われる株式のグリーンシート銘柄への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されているグリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使</u> (14) (現行どおり)		4 〽 } (省 略) 9 10 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (1) 〽 } (省 略) (12) (新 設) (13) (省 略)	
付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。			

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
(下線部分変更)

新	旧
(店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第8条の2 協会員は、店頭有価証券については、「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(公正慣習規則第 <u>1</u> 号)に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。 付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	(店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第8条の2 協会員は、店頭有価証券については、「<u>店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則</u>」(公正慣習規則第 <u>2</u> 号)に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。

「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号)の一部改正について

平成17年3月15日
(下線部分変更)

新	旧
(この規則の一部の適用除外) 第 14 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 ・ } (現行どおり) 2 3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号) 第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 4 ・ } (現行どおり) 7 付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	(この規則の一部の適用除外) 第 14 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 ・ } (省 略) 2 3 「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 2 号) 第 2 条第 3 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 4 ・ } (省 略) 7

『『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成17年3月15日
(下線部分変更)

新	旧
(過去に発行された株券等の状況) 第2条 (現行どおり) 2 ゝ } (現行どおり) 8 9 規則第4条第6項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、<u>「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条第4号</u>に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、本協会が別に定める会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。 10 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。	(過去に発行された株券等の状況) 第2条 (省 略) 2 ゝ } (省 略) 8 9 規則第4条第6項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、<u>「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)第2条第3号</u>に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、本協会が別に定める会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。 10 (省 略)

「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第 16 号）の一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
（ 下線部分変更 ）

新	旧
（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ～ 7 （ 省 略 ） 8 店頭有価証券 「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第 1 号。以下「店頭有価証券規則」という。）第 2 条に規定する店頭有価証券をいう。 9 ～ 15 （ 省 略 ） 付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ～ 7 （ 省 略 ） 8 店頭有価証券 「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号。以下「店頭有価証券規則」という。）第 2 条に規定する店頭有価証券をいう。 9 ～ 15 （ 省 略 ）

**「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の
一部改正について**

平成 17 年 3 月 15 日
（ 下線部分変更 ）

新	旧
別 紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面 (1) 「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し (2) 削 除 (3) 「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）<u>4</u>(2)及び(3)に規定する個別取引明細書 (4)～(19) （ 省 略 ） 付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	別 紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面 (1) 「<u>店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則</u>」第 19 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し (2) 削 除 (3) 「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）<u>3</u>(2)及び(3)に規定する個別取引明細書 (4)～(19) （ 省 略 ）

規則改正案に対するパブリックコメントと本協会の考え方について

(青空銘柄の投資勧誘及びグリーンシート制度の見直しのための本協会関係規則の改正等について)

平成 17 年 3 月 15 日

本協会では、青空銘柄の投資勧誘及びグリーンシート制度の見直しのための本協会関係規則の改正等について、2 月 9 日から同 23 日までの間パブリックコメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（計 7 件）及び意見に対する考え方は次のとおりである。

【青空銘柄の投資勧誘】

1.

「青空銘柄の流通場面での協会員による適格機関投資家に対する投資勧誘を認めることとする。」とあるが、「広告等及び景品類の提供に関する規則」にあるように、「適格機関投資家又はこれに相当する外国の法人その他の団体」とし、「適格機関投資家以外に譲渡しない」とあるのを「適格機関投資家又はこれに相当する外国の法人その他の団体以外に譲渡しない」とするべきではないか。

規則の適用範囲を明確化するため、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される適格機関投資家の範囲によることとしています。

なお、適格機関投資家の範囲を規定している「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」（以下「定義府令」といいます。）第 4 条によりますと、適格機関投資家に相当する一部の外国法人も、金融庁長官への届出により、適格機関投資家に該当することとなります。

2.

青空銘柄の流通面及び募集等の取扱場面での投資勧誘については、適合性の原則のもと、投資勧誘可能範囲について適格機関投資家等として、勧誘対象を情報収集能力・投資判断能力が高いと判断できるベンチャーキャピタルや事業法人、上場会社社長個人などの富裕層にまで投資家の範囲を拡大し、投資勧誘を解禁することの検討を願います。（米国並みの適格機関投資家の定義）

規則の適用範囲を明確化するため、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される適格機関投資家の範囲によることとしています。

なお、一定の要件を満たしたベンチャー・キャピタルや事業法人は、金融庁長官への届出により、適格機関投資家に該当することとなります（定義府令第

4 条)。

また、法令上の適格機関投資家以外の投資家に対する投資勧誘を認めるかどうかにつきましては、「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」における継続検討事項になっておりますので、引き続き範囲の拡大について検討を行う予定です。

3.

非居住者への投資勧誘は、勧誘自体が海外で起こっているため当該規則の対象外であり、且つ「取得に当たって、その取得の日以後2年を経過する日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡しない旨の契約を締結することを条件とする。」という条文の適用除外という理解で良いか。

海外で行われる勧誘には、この規定の適用は及びません。

【グリーンシート制度の見直し】

4.

監督者・数値基準・売買システム、受渡（決済）方法及び証券保管振替機構の利用等のインフラを早急に整備すると同時に、既存の新興市場（福証 Q-Board、札証アンビシャス、名証セントレックス等）との差別化を今後検討いただくよう希望いたします。

グリーンシートに期待されている、証券会社等の投資勧誘を介在させることによる、投資家にとっての非上場有価証券の売買の仕組みの提供（流通機能）及び非上場会社にとっての資金調達場の提供（発行機能）を十分に果たしていくため、今後もインフラの整備を図って参ります。

「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」でもグリーンシート制度の位置付けについて検討をおこない、「非上場有価証券のための制度」であることを明確に打ち出しております。したがって、今後とも非上場の有価証券を売買するという、証券取引所市場にはないグリーンシートの特色を活かせるような制度づくりに努めて参ります。

5.

現在の枠組みにおけるリージョナル部門の廃止に反対します。

現在のリージョナル銘柄の発行会社の多くは地元に着目した企業で、その事業内容は地元の人々によく知られており、知名度も高く、今の制度で何の問題も起きていません。元々、地元で流通していた株が、半ば無理やりにグリーンシート制度の枠組み（当初は「気配公表制度」）に組み入れられた経緯があるにもかかわらず、今回の改正で公開企業並みの適時開示を義務付けられ、それ

が出来なければグリーンシート制度の枠組みから外し、投資勧誘も事実上出来なくなるというのでは、地元投資家にいたずらに混乱を招くのではないかと思います。「当分の間」「消極的な」投資勧誘は可能、という手当てはされるようですが、「当分の間」とは何時までなのか非常に不明確で、「消極的な」とはどのような投資勧誘が「消極的な」と認められるのか、その定義は極めて曖昧です。

また、現在リージョナルに指定されている銘柄が新制度発足時にオーディナリーから外れた場合、売買及び気配の状況の公開が継続されるのか不明確です。改正案の骨子を読む限りでは、そのような場合、売買及び気配の状況は公開されなくなるように思われますが、現在と同等の売買状況等の公開継続を希望します。

今回の改正により、グリーンシート制度の位置付けを明確にし、指定された株券等の発行会社の自覚を促し、今後の発展につなげ、よって投資者の保護に資するという意図はよく理解できますが、古くから地元で流通しているリージョナル銘柄の特性に十分配慮した改正を考えていただきたいと思います。

リージョナルに区分している銘柄は、グリーンシート制度が発足する前から発行会社が所在する地元を中心として流通していたという特徴に鑑み、適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）の義務を課さない等、実態に合わせて他の区分とは異なる要件としてきました。

ところで、本年4月1日に施行される証券取引法の改正において、グリーンシート銘柄の売買にもインサイダー取引規制が適用されることとなっていますが、発行会社において重要事実が発生した場合にタイムリー・ディスクロージャーを行わないと長期間インサイダー取引規制が解除されないという問題が発生いたします。このため、今般、タイムリー・ディスクロージャーを行わないリージョナルの区分を廃止することといたしました。これにより、リージョナルに区分してグリーンシート銘柄として指定していた銘柄は店頭有価証券（いわゆる青空銘柄）となり、原則として投資勧誘は禁止となります。

なお、銘柄審査を受けたりタイムリー・ディスクロージャーを行う等、他の区分において求めている要件を満たす銘柄については、当該他の区分に移ってグリーンシート銘柄としての指定を継続することが可能です。

また、他の区分への移行をせず青空銘柄となる銘柄については、激変緩和措置として、当分の間、当該銘柄の取扱会員であった会員に限り、消極的な投資勧誘のみ認めることとしました。

このうち、「消極的な投資勧誘」とは、例えば、投資勧誘なしに顧客から買い注文が入ったがこれに対応する売り物が無いので株主（所有者）に売ってもらえるように働き掛けることを指し、買い注文も売り注文もない状態の銘柄について会員が顧客に投資勧誘を行うことは認められません。（なお、改正後の規則では「消極的な投資勧誘」は「限定的な投資勧誘」と表現しております。）

また、「当分の間」について、現時点では具体的な期限は想定していませんが、会員が顧客に投資勧誘を行う銘柄は、少なくとも、発行会社により会社情報の適時適切な開示に積極的に協力されることが必要であると考えられることから、将来において、これらの銘柄についても会社情報の適時適切な開示が行われることを期待いたします。

なお、当該銘柄の気配状況や売買情報については、各社において公表することは妨げられませんので、規則に基づき適宜対応をお願いします。

6.

(現行案)

エマージング区分からオーディナリー区分に移行する場合の判定基準は現行案では、以下のとおりとなっている。

- ① 経常利益または経常損失について、会社内容説明書に開示されている事業計画数値が増益または赤字減少の場合に、実績値の増益額または赤字減少額が計画値の5割に満たないこと
- ② 経常利益または経常損失について、会社内容説明書に開示されている事業計画数値が減益または赤字拡大の場合に、実績値の減益額または赤字拡大額が計画値を上回ったこと

(検討すべき事項)

上記案においては、以下の問題点がある。

- ① 経常利益または経常損失の額が僅少である場合、計画に対する実績の差異が極めて少ない場合でも、形式的にオーディナリーへの指定替を行なわねばならず、違和感がある。(例えば、昨年度の経常利益がゼロである場合で、当期計画が1億円で実績値が5千万円を下回ることと、当期計画が10万円で実績値が5万円を下回ることとを同質に考えにくい。)
- ② 計画値における減益額や赤字拡大額に対して1円でも実績値がそれを上回った場合にオーディナリーに指定替を行なうのは、事業計画における数値計画の性格を否定するものとして好ましくない。計画値あるいは予算値は、これに対して実績値が完全に一致することを予定するものではなく、また、減益額がそれ以内に収まることを目標とするような目標値でもない。利益計画とは、想定される経営環境と経営行動計画において予想される利益数値を示すものであり、そもそも実績値との差異が発生することは前提である。差異額が大きい場合には、計画の精度の低さが問題となるが、通常の差異の範囲内であれば重要なのは差異分析により新たな経営行動を導くことにある。このような利益計画の目的を考慮すると、1円の計画とのずれによって、形式的に銘柄区分の指定替が行なわれるとすると、利益計画の本来の性格を否定し、計画値の精度を悪化させる原因となりかねない。

(改善案)

上記問題点については、例えば以下の方法により解決が可能である。

- ① 5割基準における金額重要性基準を加味する。
増益または赤字幅減少額の絶対額が小さい場合において、5割基準の例外

基準として金額重要性基準を設定する。例えば当該金額が1千万円以下の場合については、当該差額が1千万円を超えた場合とするなど。

②減益または赤字幅拡大における判断基準において判断基準に幅をもたせる。

業績予想変更の公表基準と合わせて、計画上の利益または損失に対して3割以上実績が変動（より減益またはより赤字拡大）となった場合に、指定替えとする。ただし、上記①の金額基準も同時に加味して、例えば当該変動額が1千万円以下の場合を除くものとする。

③利益基準と別に売上高基準を設け、利益基準を満たさない場合でも売上高の成長性基準を満たすことにより、指定替えとしないこととする。

売上高について増収計画となっていない場合は、最初からオーディナリーで届出。増収計画によりエマージングで届出を行なった場合、実績値が計画値の5割に満たない増収であった場合には形式基準でオーディナリーに指定替えする。売上高については金額重要性基準を設けない。

④上記①②と平行して、会社内容説明書の事業計画において数値計画を公表しない方法を認める。この場合は証券取引法に基づく有価証券届出書の開示と同様、証券会社の実質判断とする。

グリーンシート銘柄発行企業は、小規模企業が多い。一つの取引の受注によって利益計画が大きくぶれることもあることから、安定した取引を継続的に行なっている大企業と異なり、精度の高い利益計画数値を開示することそのものに限界があることが多い。そのような状況で現行案に示す形式基準を強要すると、エマージング区分の銘柄が大幅に減少する可能性がある。

そもそも利益数値計画を情報開示するのは世界的にも例が少ない。グリーンシートにおいては、財務諸表開示が過去1期分のみであることから、投資家に補完的な情報を開示することを目的に利益数値計画の開示を行なっている。利益計画に大幅なぶれが発生する可能性のある企業については、数値計画が補完的情報に留まらず実績値との差異が銘柄指定替えにつながる重要な情報となるとすると、当該数値計画の公表を義務づけるグリーンシート制度に対する不信感をもたらす可能性がある。

そこで、グリーンシート・エマージング区分において公表する事業計画については、数値計画の公表を行なわない（すなわち経営環境の見通し及び経営行動計画のみを公表する）公表のあり方を選択肢として認めるべきと考える。

今般、グリーンシート銘柄指定後一定期間における業績によりエマージング区分からオーディナリー区分に移行する制度を設けるのは、指定に当たっての審査の結果、事業の成長性があると判断されてエマージング区分に指定したにもかかわらず、その後の業績数値（実績）に成長性が見出しがたい銘柄が少なくないためです。なお、これによりエマージング区分からオーディナリー区分に移行しても、投資勧誘や売買の制度には何ら差異はなく、またエマージング区分に指定していたときにエンジェル税制が適用されていた場合にもその適用関係には影響がありません。

ところで、この御意見は、御提案申し上げた案では利益の絶対値の大小によって基準の許容幅が異なることや減益予想時には予想数値未満となるだけで基準に抵触することとなることから、基準に一定の工夫が必要であるとの御趣旨と理解いたします。

エマージング区分に指定するに当たって「事業の成長性」があるとされながら、その裏付けとなる利益の計画数値における増益幅が小幅であったり減益であったりすることは、一般にはその予想は堅く見積もられた結果であり、大幅な増益を見込んだ場合に比べて、実績数値がその計画数値を上回る可能性がより大きいものと期待されるものと考えられ、その意味では、御提案申し上げた案は合理性があるものと考えられます。

御指摘の問題点も内包しているとは考えられますが、改善案として御提案いただいた金額重要性基準等については、その合理性について慎重に検討する必要があると考えられるため、これらの点については引き続き検討することといたします。

なお、利益基準とは別に売上基準を設け、どちらかを満たすことで基準に抵触しないこととするについては、二重に基準を設けることは判断が複雑になり、また、一般に投資家が期待するところは株価の値上がり、配当又は内部留保の充実にあると考えられ、その源泉は売上より利益にあることを考えると、利益基準のみとすることが適当であると考えられます。

指定に当たって事業計画の計画数値を公表しないことを認める点についてですが、現在、計画数値を会社内容説明書に記載することとしているのは、発行会社に機動的な資金調達の手続きを与えるとの観点から 1 事業年度分の財務諸表等の記載で足りるとする一方、そのままでは投資家にとって投資判断材料が十分でないとの観点から、計画数値を併せて記載することとしたものです（平成 14 年 2 月 1 日施行の規則改正）。

エマージング区分に指定するに当たって必要とする「事業の成長性」があるとの判断について、その数値基準は制度として設けないものの、それがあると判断した根拠を具体的な計画数値をもって示すことは必要であると考えられます。もちろん、将来に亘る計画数値であることから、実績との間である程度の差異が生じることは考えられますので、エマージング区分からオーディナリー区分に移行する基準においても、その点を考慮しています。

銘柄によって計画数値の公表を行わないことを選択肢として認めることは、新規指定に当たっても、エマージング区分からオーディナリー区分への移行を判断するに当たっても、銘柄間における基準の適用に整合性を欠くこととなり、不適切であると考えられます。

エマージング区分に指定する銘柄すべてについて計画数値の公表を行わな

いこととすることについては、議論の余地があるものと考えられますが、現在の取扱いも一定の根拠を持っているものであるため、投資家への投資判断材料の提供の観点を中心に、慎重な検討が必要と考えられます。

7.

(現行案)

IV その他

(2) ③新規指定にあたっては、原則、最低1年間(12ヶ月間)の財務諸表等を必要とするものとする。

(検討すべき事項)

会社設立初年度の決算は、365日に満たない決算であるのが一般であるとともに、顧問税理士の指導等によって、設立月の10ヶ月～11ヵ月後の月末を決算日とするケースが多い。したがって現行案では、グリーンシート銘柄指定は、決算期変更を行わない場合、第2期の決算を直前期とせざるを得ず、その株主総会終了後の届出となるため、設立から銘柄指定まで最短でも2年以上が必要となる。

(事例)

- ・会社設立 平成16年12月14日
- ・決算期 11月30日

この事例の企業の場合、1期目の決算は平成17年11月30日となる。この場合、12ヶ月(365日)の会計期間が満たないため、現行の協会の取り扱いでは1年未満となり、平成17年11月期でグリーンシート指定申請することはできない。

この場合、通常、定款を変更して決算期の変更をしない限り、1年基準によれば、グリーンシート指定申請できるのは、平成18年11月期となり、その定時株主総会終了後の平成19年1月が最短の届出となり、設立から2年間が必要である。この基準は、上場の基準よりも厳しい。

(改善案)

設立初年度の会社については、少なくとも10ヶ月以上の決算である場合には、例外的に、会社内容説明書に開示される財務諸表が12ヶ月に満たない場合もグリーンシート銘柄としての届出を認めることとする。

会社の設立は、登記が成立要件となるため、登記完了日を事前に予測することは困難で、通常、第1期の決算期間は、12ヶ月(365日)に満たない場合がほとんどである。また、決算期は365日を越えることができないので、上記事例でも、12月13日を決算日としない限り、第1期を直前期とするグリーンシート銘柄指定はできない。すなわち、現行案では設立1期目を直前期とするグリーンシート銘柄指定を否定していることに他ならない。

そもそも、会社内容説明書において最近12ヶ月以上の財務諸表開示を求めることにした経緯は、証券取引法において有価証券届出書に最近2年(24ヶ月以上)の財務諸表開示を求めることにしていることに基づいているものである。証券取引法では設立後1年に満たない会社の有価証券届出書提出を禁止しているのではなく、この場合は設立後存在する決算のすべての財務諸表の開示を行えば足りることになっている。当該規定との整合性を考えれば、会社内容

説明書においても設立後1年に満たない会社の開示については、当然に1年に満たない決算についての開示も認められるべきである。

ただし、投資家に対して1年間の決算があった場合の業績を知らしめるべきとの認識であれば、少なくとも3四半期を経過した10ヶ月以上の決算であれば設立初年度を直前期とするグリーンシート銘柄指定を認めるべきと考える。

スタートアップ期にある企業に資金調達の途を開くという観点からは財務諸表等の期間が1年未満しかなくても指定を認めるべきとの意見がある一方、投資家に提供する投資判断材料としての財務諸表等としては、季節変動性による影響の見極め等を考慮すると、少なくとも1年間（12ヶ月間）の財務諸表は必要であるとの考え方が、平成14年10月から12月にかけて開催した「グリーンシート実務者勉強会」において取りまとめられ、以来これまでこのような取扱いとしてきています。今般、この取扱いについて、「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」において、再度確認されたものです。

御指摘のように、財務諸表等の期間がほぼ2年間必要となる場合もあり得ますが、制度として一定の基準を設ける以上、それを満たせない場合は満たすまでお待ちいただくことはやむを得ないことと考えられます。

10ヶ月以上の決算であれば設立初年度を直前期とするグリーンシート銘柄指定を認めるべきとの改善案をお示しいただいておりますが、1年間（12ヶ月間）の財務諸表を必要とする現在の取扱いも、勉強会における議論を経て、一定の根拠を持っているものであるため、今後もしそのような取扱いを認めるのであれば、1年未満でも認められるのはなぜか、どれだけの期間の財務諸表等があれば足りるのか等につき、その根拠及び規則の実効性等も含めて慎重な検討が必要と考えられます。

なお、証券取引法においては設立後1年に満たない会社の有価証券届出書の提出が禁止されていないこととの整合性を考えるべきとの御指摘もいただいておりますが、発行会社自身による直接募集等も念頭に置かれている証券取引法上の有価証券届出書の要件についての考え方と、証券会社が投資勧誘の対象とする銘柄の要件についての考え方とは、必ずしも一致するとは限らないと考えられます。

以　上